

平成22年(ワ)第15877号

消費者契約法に基づく差止 請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

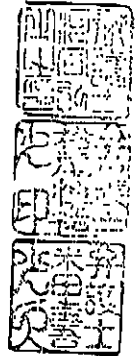
被告 株式会社東京法経学院

準備書面 (1)

平成23年5月12日

大阪地方裁判所第4民事部合議B係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士	河	合	弘	之
同	松	尾	慎	祐
同	米	田	圭	吾



被告は、原告第1準備書面に対して以下のとおり反論する。

1 第1の1の求釈明に対する回答

被告は東京校、大阪校、名古屋校及び福岡校の各校を設置しているところ、パンフレット及び入学申込書（以下「パンフレット等」という。）のうち大阪校の一部のパンフレット等を除き、被告が事業を譲り受けた先である株式会社東京法経学院出版（以下「旧社」という。）が平成7年頃までにパンフレット等から訴状別紙規定条項目録2記載の条項及び同目録3記載の条項（以下、同目録1記載の条項を併せて「解約制限条項」という。）を削除しており、当時の社内指示等を示す文書は残っていない。

また、被告は、平成22年11月25日までに解約制限条項が記載されていたパンフレット等及び被告ウェブサイト上の講座受講規定から解約制限条項を削除したが、上記パンフレット等の破棄に

については被告本社から大阪校に対して口頭で指示をしたものであり、社内指示等を示す文書は存在しない。

2 第2について

旧社のパンフレット等には解約を制限する条項が記載されていた時期もあったが、平成5年乃至6年ころ、旧社がクレジットカード加盟店契約を締結していた株式会社アプラス（以下「アプラス」という。）から、受講生に対する返金を認める制度にするようにとの要請があり、旧社はこの時期よりパンフレット等から受講料等を返金しない旨の文言を削除してきた。しかし、旧社（及び被告）においては、通信講座及び通信・通学講座のパンフレット等については本社管轄、通学講座のパンフレット等については支店管轄とされているところ、支店管轄である大阪校の通学講座のパンフレット等の一部に返金しない旨の文言が削除されないまま残ってしまっていたものである。

すなわち、旧社及び被告は、大阪校の一部の講座以外の講座においては、受講料等を返金しない旨の文言が記載されていないパンフレット等を用い続けてきた（乙5の1乃至乙5の5参照、なお、乙5の1は東京校、乙5の2は福岡校、乙5の3及び乙5の4は大阪校、乙5の5は名古屋校において設置したパンフレット等である。）。

また、被告は、大阪校におけるパンフレット等及びウェブサイト上の受講規則を改訂する前から、受講途中で解約を希望した生徒に対して受講回数に応じた返金を行ってきた（乙6の1乃至乙8の2照）。被告は、乙8の1及び乙8の2から明らかのように、受講契約を締結したが受講開始前に解約及び返金を申し出た者に対しては全額返金していた。

以上のとおり、一部のパンフレット等以外のパンフレット等については既に旧社の時代から返金を認めない旨の文言を削除してい

ること、旧社及び被告は返金依頼状の書式を作成し受講生から返金の申し出があった場合には返金する運用をしてきたことに加えて、被告は平成22年11月25日までに大阪校のパンフレット等及びホームページから解約を制限する条項や返金しない旨の文言を全て削除したことからすれば、被告が解約制限条項をウェブページや大阪校のパンフレット等から削除した行為が一時的ではないことは明らかであり、被告が将来において解約権制限条項を含む消費者契約を締結するおそれを否定する「特段の事情」は明らかに存在する。

よって、被告が、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む消費者契約の申込又はその承諾の意思表示を行うおそれはない。

以上